

公募型プロポーザル方式における提案書の審査結果の公表

次のとおり、提案書の審査結果を公表します。

令和3年9月15日

西条市長 玉井 敏久

- 1 業務名 西条市SDGs未来都市地域推進体制構築委託業務
- 2 事業内容 仕様書のとおり
- 3 所管課 〒793-8601 西条市明屋敷164番地  
西条市 経営戦略部 政策企画課  
電話 0897-52-1527 (直通)
- 4 特定した日 令和3年9月15日
- 5 被特定者 グループ名称：西条市SDGs推進ネットワーク  
(グループ代表者：株式会社西条産業情報支援センター  
愛媛県西条市神拝甲150-1)
- 6 被特定者が提案した参考見積り金額  
13,065,360円(税込)
- 7 審査結果

名 称	評価点(1,100点満点)
グループ名称：西条市SDGs推進ネットワーク (グループ代表者：株式会社西条産業情報支援センター)	748.5点

西条市SDGs未来都市地域推進体制構築委託業務

仕様書

令和3年8月

西条市

## 西条市SDGs未来都市地域推進体制構築委託業務仕様書

### 1 業務名

西条市SDGs未来都市地域推進体制構築委託業務

### 2 業務目的

本市は、SDGs未来都市に選定されたことを受け、総合計画後期基本計画に掲げる「みんなで実現しよう！持続可能な西条市（西条市SDGsの推進）」の具現化に向け、「環境」「社会」「経済」の三側面の統合的な取組を推進することとしている。

本事業では、市民総参加でSDGsの推進を図るため、「(仮称)西条市SDGs推進協議会」(以下、「協議会」という。)を設立し、公民連携によるSDGs推進プラットフォーム体制を構築する。また、企業・団体・個人等のSDGs推進に係る機運醸成を図るため、協議会においてSDGsプロモーション戦略を立案し、展開する。

### 3 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

### 4 業務一覧

#### (1) 経営計画及び事業計画策定業務

企業・団体等が中心となり、持続的かつ安定的に「環境」「社会」「経済」の三側面における地域課題の解消を図るための協議会を設立することを目的に、協議会の経営計画(今後どのように運営していくのかを中長期的に示した計画)及び事業計画(事業の方向性を詳細に示した計画)を策定する業務である。

#### (2) 協議会の設立及び運営支援業務

(1)で策定した経営計画及び事業計画をもとに協議会を設立するとともに、協議会の運営を支援する業務である。

#### (3) プロモーション戦略立案業務

協議会の発足後、SDGsを広く浸透させるための普及啓発を行い、かつ協議会が自立自走を目指す令和5年度以降を見据えて会員増加に繋いでいくためのプロモーション戦略を企画立案する業務である。

#### (4) プロモーション実施業務

(3)で企画立案したプロモーション戦略の内容を踏まえた上で、令和3年度において、SDGsを市民に広く発信し、企業・団体・個人等におけるSDGsの認知度向上を図ることで協議会の会員増加に繋げることを目的にプロモーションを行う業務である。

## 5 業務要件

### (1) 経営計画及び事業計画策定業務要件

- ・協議会の構成員は、企業・団体・個人等を対象とすること。SDGsの推進に共感し、主体的に参画を希望するものであれば本市における事業所の所在の有無や居住実態は問わない。
- ・経営計画及び事業計画について、合理的な方法で策定を進めるとともに、両計画相互の整合性を図ること。但し、合理的な理由がある場合には、必ずしも両計画の策定を義務付けるものではない。
- ・ワーキンググループの設置など、協議会において企業・団体等と行政が協働して地域課題解決を図るための仕組みを構築すること。
- ・個人が協議会へ参加することが可能となる仕組みを構築すること。
- ・事業規模の小さい企業・団体等が参加することが可能となる仕組みを構築すること。
- ・市が指定する有識者の指導・助言を受けながら業務を遂行すること。(有識者の招聘費用は本市が負担)
- ・令和5年度末までに協議会が自立自走することを目指した計画とすること。
- ・令和3年度中に本市が開発する「西条市自治体サービスプラットフォーム」及び「西条市SDGs i n gメーター」の運用を視野に入れた計画とすること。
- ・国が掲げる「地方公共団体のための地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」を踏まえ、協議会として最適な仕組みの導入を検討すること。
- ・「LOVE S A I J Oファンクラブ」との連携を視野に入れた計画とすること。
- ・詳細なスケジュールを提示し、その内容が具体的な計画とすること。

### (2) 協議会の設立及び運営支援業務要件

- ・協議会は、令和4年1月までに設立すること。
- ・協議会の運営体制は、本市における事業所の所在の有無や居住実態は問わないものの、可能な限り地域に根差した体制づくりを行うこと。
- ・協議会の安定的な運営が行うことができるよう協議会の設立前から設立後にかけて、一貫した運営支援を行うこと。

### (3) プロモーション戦略立案業務要件

- ・経営計画及び事業計画と連動した戦略とすること。
- ・本市の風土・産業・文化などの特徴を踏まえた上で、協議会がSDGsに取り組む必要性について体系的に整理した戦略とすること。
- ・協議会が自立自走することを目指すこととしている令和5年度末以降も継続して実施することができる戦略とすること。
- ・本市の既存事業との整合を整理した戦略とすること。(施策やイベントの整理・統合に係る提案など)
- ・詳細なスケジュールを提示し、その内容が具体的な戦略とすること。

#### (4) プロモーション実施業務要件

- ・マスメディアやインターネット等を効果的に活用し、協議会等の取組状況を継続して発信することができる情報発信の仕組みを確立すること。
- ・SDGsの啓発、令和3年度中に本市が開発する「西条市自治体サービスプラットフォーム」及び「西条市SDGs i n gメーター」に係るアプリケーションの利用促進、協議会会員の勧誘及び次世代人材への普及啓発に使用することができるパンフレット及びポスター（電子データ）を作成すること。（印刷費は本市が別に120万円を上限に負担）
- ・協議会が行う会員募集等に活用できるグッズ等を企画提案すること。（製作費は本市が別に200万円を上限に協議会へ補助）
- ・令和3年度のプロモーション実施における成果指標を設定して取り組むこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、イベントなどの普及啓発に係る取組の検討を行うこと。

#### 6 成果品及び納品期限

本業務の成果品として以下のものを提出すること。

なお、成果品は、協議により変更する場合がある。

##### (1) 実績報告書（経営計画、事業計画、プロモーション戦略を含む）

納品期限：事業終了後速やかに提出

- ① 紙媒体 一部
- ② 電子データ（CD-R等） 一式

##### (2) パンフレットおよびポスター

納品期限：令和3年12月28日

- ① 電子データ（CD-R等） 一式

##### (3) グッズ等の提案書

納品期限：令和3年12月28日

- ① 電子データ（CD-R等） 一式

#### 7 成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、西条市役所経営戦略部政策企画課とする。

#### 8 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て本市に帰属するものとし、本市の承認を得ずに使用および流用してはならない。

#### 9 契約に関する条件等

##### (1) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、西条市個人情報保護条例（平成16年西条市条例第12号）を遵守しなければならない。

## （2）再委託

- ①受託者は、本委託業務の主たる部分（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）をグループ構成員以外の第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- ②受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報等を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を本市に申請し、その承認を得なければならない。
- ③前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、本市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- ④受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- ⑤受託者は、再委託先に対して業務の履行状況を管理・監督するとともに、本市の求めに応じて、管理・監督の状況を本市に適宜報告しなければならない。

## （3）機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 10 その他

- （1）受託者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- （2）受託者は、本業務に関する資料等を収集し、十分な調査をすること。
- （3）本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。